

令和8年度 地域未来交付金事業
久万高原町観光PR用他言語動画制作及び商談会用旅行商品タリフ制作事業
委託業務仕様書

愛媛県久万高原町

1 業務の名称

令和8年度 地域未来交付金事業
久万高原町観光PR用他言語動画制作及び商談会用旅行商品タリフ制作事業

2 業務の目的

愛媛県久万高原町は、西日本最高峰の石鎚山や日本三大カルストの一つある「四国カルスト」、1200年の歴史を誇る四国遍路の第44番札所大宝寺や第45番岩屋寺、夏季冷涼で冬季は積雪もみられる気象条件を活かしたゴルフやスキーなどが楽しめる高原リゾートとしてその名が知られている。

その一方、モノ消費、通過型観光地からの脱却が進まず、滞在日数、滞在時間の拡大による観光消費額の増大につながらないという課題が解消されていない。

また、本町は、四国島外やインバウンド観光客にとっての知名度はまだ低く、このような観光客を今後獲得していくことが、本町の入込観光客数や観光消費額拡大に直結する。

そこで、本町を訪れてみたいと思わせる効果的なプロモーション戦略を展開していくためのツールとして本町の魅力を最大限にPRする他言語映像コンテンツを制作して国内外の旅行商談会での活用、SNSなどで集中的な発信を行なうと共に、主に旅行代理店等を対象とした本町の魅力的な「コト消費・ヒト消費」に資する旅行商品タリフを制作し、本町の観光誘客プロモーション戦略の推進に最大限に活用する。

3 業務の内容

(1) 久万高原町の観光地としての魅力を発信する映像コンテンツの制作

【制作指定言語】：日本語、英語

【映像の制作時間】：90秒～120秒程度

【制作仕様】

解像度： 4K

縦横比： 16：9

SNS用の短尺版の有り

ナレーション： 有（日本語・英語それぞれ）

字幕仕様（英語字幕必須）

【映像内容】:

- ・久万高原町の魅力的な観光人材である「ヒト」と美しい「自然景観」を前面に打ち出したプロモーション映像
- ・ヒトと自然の融合による久万高原への“おかえりなさい”、“ただいま”といったふるさとを想起させる内容
- ・国内外の旅行商談会でエージェント等に本町の魅力を伝え、旅行先として選択したいという動機付けに繋がる体験コンテンツ、旅行商品の紹介

(2) (1) の動画制作と合わせて、久万高原町の魅力的な個々の観光コンテンツ、体験商品の販売に使用する旅行商品の商品タリフの制作

【制作指定言語】: 日本語、英語

【サイズ】: A 4 両面 4 色刷り コート 〈110〉

【コンテンツ・商品点数】: 最大10点程度

【印刷枚数】: 各コンテンツ 日本語・英語 各50枚ずつ

(3) その他、受託者の創意工夫により、本事業の実施効果を高めることに資すると考えられるデジタル又はアナログの媒体物制作

(4) 企画提案書の制作上、また本町における審査上の重視する点は以下のとおり。

① 単なる映像美で魅せる「動画作品」ではなく「営業ツール」としての要素も重要視すること。

- ・町、観光協会、旅行会社が商品提案、造成時に使えること
- ・商談・商談後フォローで使えること
- ・BtoB を基本としつつ、BtoC 転用も可能であること

② 評価基準（予定）

- ・企画力（コンセプトの明確さ）……20点
- ・ターゲット適合性（旅行会社目線）……25点
- ・実現性・実施体制……10点
- ・映像表現・クリエイティブ……20点
- ・活用提案（配信・営業活用）……15点
- ・価格……10点

③ 必須提案項目

- ・想定ターゲットは国内及び欧米豪向けに力点を置くこと
- ・エージェントタイプはFIT系を重視した内容とする
- ・コト消費、ヒト消費、イミ消費の要素を訴えられる内容となっているものであること

④ 利用シーンの設計

- ・商談用、展示会用を基本としつつ、Web掲載等も想定

- 4 業務の期間 自 令和8年 契約締結日
至 令和9年3月19日（金）
- 5 委託料 3,850,000円以内で積算のこと。（消費税及び地方消費税を含む。）
最終契約額は業者内定後に最終の業務内容に係る詳細協議を実施した後、双方合意の上、決定する。
- 6 見積書
- ・企画提案書と共に提出いただく見積書については、3の（1）から（3）までの内容毎に費用積算項目を分け、且つ（3）についても、企画提案者の創意工夫、独創性を判断し、後に実施する審査会での重要な採点要素となることから、詳細にその内容を見積もること。
 - ・見積額は審査会における評点項目の1つであり、金額の大小と企画提案内容のバランスを考慮した総合評価でもって審査を行うので、費用対効果の面を十分留意しながら見積すること。
特に、見積書には人件費、工数、一般管理費の積み上げ根拠についてはしっかりと明示すること。
 - ・今回の業者選定の審査においては、制作される映像コンテンツの本町の魅力、旅先として選定したいと思わせる訴求力の高さが期待出来る制作内容であるかなどの要素を重要視して事業者を選定する。
- 7 その他
- ・3の（1）で撮影、制作する動画は、本町や（一社）久万高原町観光協会が指定する町内の主要スポットを必ず盛り込むこと。
 - ・また、今回の動画では、現在の観光客が求める新しい旅のカタチである“ヒト消費・コト消費・イミ消費”のPRに繋がる素材を盛り込むこと。これらの商品、コンテンツ、人物については、町及び観光協会が必要な情報を提供し、又は盛り込むことを個別に指示する場合がある。
 - ・今回制作された動画、商品タリフなどの著作権、使用権は、納品後は本町に帰属し、町として第三者への配布は必要に応じて自由に行えるものとする。
 - ・制作過程において、本町が所有する静止画他の資産を提供し、コンテンツの制作を指示する場合がある。
 - ・映像の制作については、新規取材と撮影を原則としつつ、応募者が有するアーカイブ動画などを使用して、業務効率を高めることについては差し支えない。
 - ・今回の制作に関しては特に成果品を最も活用する（一社）久万高原町観光協会の要望を十二分に反映させると共に、本町が招聘している地域活性化起業人の指導、助言を受けつつ、業務を進めること。
 - ・今回の企画提案段階において要した経費については、採択結果に関わらず、すべて提案者の負担とする。

- 8 成果品**
- ①実施した業務の実施過程をまとめた成果報告書の作成（様式任意）
 - ・ファイル綴じした紙ベースのもの 2部
 - ・電子データ 一式※電子データはPDF、Microsoft Word、Microsoft PowerPointのいずれかの形式によること。
 - ・報告書の作成にあたっては、3の（1）から（3）の業務実施経過とその実績を章立てして作成すること。（簡易な内容で差し支えない。）
 - ② 制作した動画の保存したDVD、BD、フラッシュメモリー等のメディア 計3枚
なお、納品時における映像の種類は.mp4とする。
 - ③ 3.（2）で指定した商品タリフ 一式
 - ④ 3.（3）で独自提案のあった業務受託者が制作したその他のコンテンツ、制作物 一式

9 検査

本業務は、成果品を納品し、検査合格後、完了とする。

また、業務完了後においても受託者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合は、委託者の指示に従い、受託者の負担において速やかに修正を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

また、本業務に関する国及びその他関係行政機関による検査が行われる場合、受託者の負担において、これに対応しなければならない。

10 業務の適切な実施に関する事項

・業務の一括再請負の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、町と協議の上、業務の一部を委託することができる。

・守秘義務

受託者（再委託を受けた者も含む）は、本業務の実施に関して知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、請負業務終了後も同様とする。

・個人情報の取得・保護・管理について

個人情報の保護については十分な注意を図り、流失・損失が生じないこと。

・必要とされる根拠法令

本業務を行うに当たり必要とされる関係法令及び関係条例等を遵守すること。

以 上